

静岡県議会訓令第1号

静岡県議会事務局規程（昭和33年静岡県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡県議会議長 藪田 宏 行

改正前	改正後
<p>(課の所掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)</u>事務の指導及び助言に関すること。</p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(課長及び室長等専決事項)</p> <p>第8条 課長及び室長は、次の事項について専決することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)第21条の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第23条の規定による開示決定等の期間の延長、第24条の規定による開示請求に係る事案の移送、第25条の規定による第三者に対する意見照会、第31条の規定による保有個人情報を訂正するかどうかの決定、第32条の規定による訂正決定等の期間の延長、第33条の規定による訂正請求に係る事案の移送、第38条の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定及び第39条の規定による利用停止決定等の期間の延長に関すること。</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>(課の所掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年静岡県条例第54号)並びに同条例事務の指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(課長及び室長等専決事項)</p> <p>第8条 課長及び室長は、次の事項について専決することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>静岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年静岡県条例第54号)第24条の規定による保有個人情報を開示するかどうかの決定、第26条及び第27条の規定による開示決定等の期間の延長、第28条の規定による第三者に対する意見照会、第35条の規定による保有個人情報を訂正するかどうかの決定、第36条及び第37条の規定による訂正決定等の期間の延長、第42条の規定による保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定並びに第43条及び第44条の規定による利用停止決定等の期間の延長に関すること。</u></p> <p>(7) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令第1号は、令和5年4月1日から施行する。